

派遣法第23条第5項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）が改正され、第23条第5項の定めにより、以下の情報提供が義務付けられました。

- ①派遣労働者の数（1日平均）
- ②派遣の役務の提供を受けた者の数
- ③労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を、当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の平均額}}$$

- ④教育訓練に関する事項
- ⑤労働者派遣に関する料金の平均額（8時間あたりの派遣料金の平均額）
- ⑥派遣労働者の賃金の平均額（8時間あたりの賃金の平均額）
- ⑦その他参考と認められる事項
- ⑧雇用安定措置を講じた人数
- ⑨派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているかの否かの別

派遣労働者の数	37名（令和7年6月1日現在）					
派遣先の数 （事業年度当たりの数）	9社（*）					
マージン率	<マージン率> 25.9%（*）					
	<内訳>					
	派遣労働者賃金	福利厚生費	運営費	営業利益		
	70.42%	23.50%	4.20%	1.88%		
	※福利厚生費：派遣労働事業主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等の社会保険料や教育訓練の実施費用、派遣労働者が有給取得した際の賃金支払費用、健康診断費用等					
	※運営費：当社の派遣事業担当者の人件費、事務所の賃貸料、求人募集費用等					
教育訓練に関する事項	派遣就業開始時：新規採用者訓練					
	入社2年目：職能別訓練					
	入社3年目：職能別訓練					
	入社4年目以降：階層別訓練					
	種類	対象者	方法	実施主体	実施時間	費用負担
	安全衛生	派遣労働者	O-JT/OFF-JT	派遣元・派遣先	0.5時間	無
	新規採用者訓練	派遣労働者	O-JT	派遣先	8時間	無
キャリアコンサルティング	職能別訓練	派遣労働者	O-JT	派遣先	8時間	無
	階層別訓練	派遣労働者	OFF-JT	派遣元・派遣先	2時間	無
	相談窓口	新内美奈子		連絡先	0979-64-7793	
派遣料金（8時間平均）	13,800円（*）					
派遣賃金（8時間平均）	10,221円（*）					
その他参考と認められる事項	健康保険・厚生年金・雇用保険・有給休暇・ 産前産後休暇・育児休暇・介護休暇					
雇用安定措置を講じた人数	派遣先へ直接雇用の依頼をした人数：6人 新たな派遣先の提供を講じた人数：8人 派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数：3人 その他の措置を講じた人数：0人					
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	協定対象派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者 □労使協定を締結していない ■労使協定を締結している（協定書の有効期限：2026年3月31日）					

* 派遣先の数、マージン率、派遣料金、派遣賃金は令和6年3月1日～令和7年2月28日の実績による

令和7年6月1日更新

・2025.10.7 キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 追加